

## 家事調停制度の過去・現在・未来

元東京高等裁判所長官 安倍 嘉人

### 1 はじめに

今年、裁判所における紛争の話合いによる解決制度である調停制度が始まって90周年を迎えることになりました。

そこで、私たちの社会で、調停制度がどのような役割を果たしてきたのか、これからどのような役割を果たしていくことが期待されるかについてご紹介してみたいと思います。

### 2 調停制度の始まり

古くは聖徳太子の17条の憲法に「和をもって尊しとなす」と記されているように、我が国では争い事についても円満な解決を図ることが重要であるとされてきましたが、近くは江戸時代においても、個人の間での金銭の貸し借りなどの民事の紛争については話合いによって解決するという仕組みがとられ、長い実績が積み重ねられてきました。

明治維新後に裁判所ができ、このような民事紛争の裁判を取り扱うようになりましたが、その解決については、判決によるよりは原則として「勧解」という話合いによることとされてきました。その後、我が国の産業が発展し、首都東京に多くの人たちが住むようになったことから、土地や家屋の貸し借りを巡る紛争が大変多くなり、その解決のために、土地や家屋の貸借りのルールを決める借地法、借家法を制定すると同時に、大正11年に、民間から選任された調停委員と裁判官が調停委員会というチームを作って紛争を話合いにより解決する仕組みとして調停制度が設けられました。これが調停制度の誕生ですが、たまたま翌年発生した関東大震災の後に多発した借地借家紛争を解決するについて大いに威力を発揮したことから調停制度が広く社会に知られるようになって今日に至っています。

また、家庭を巡る紛争の裁判所における解決手続に関しても、政府内で検討が始まり、大正10年には、温情と道義を考慮しながら家庭に関する事件を解決するために、家事審判所を設置して判決とは異なる調停や審判という手続を導入するとの方針が決定されました。しかし、この方針について、具体的な立法作業が完成しないうちに第2次世界大戦の終戦を迎えました。

### 3 戦後の制度の整備

新憲法の制定と民法の改正

戦後の新憲法において、「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」（24条1項）、「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」（2項）と家庭生活における個人の尊厳と夫婦平等の大原則が宣言されました。

これを受けて民法の関係部分が全面的に改正され、昭和23年1月1日に施行されました。改正の基本としては旧来の「家」制度が廃止され、離婚原因について夫婦の平等が明記されたほか、結婚生活を続けることができない事情があるときには離婚を認めるとの規定が設けられ、また、離婚の際に未成年の子どもの親権者を定めるについて父と母が平等の立場で親権者となることができることとされたり、離婚後の財産分与の規定が置かれるなど、抜本的な改正が加えられました。

また、相続に関しても、家督相続が廃止され、亡くなった人の妻に子どもと並んで常に相続権が認められることとなりました。

#### 家庭裁判所の創設

家庭の紛争の解決については、前記のように、家事審判所を設けて調停と審判という通常の裁判とは異なる手続を取り入れる構想が以前ありましたが、この構想を念頭において家事審判法が制定され、昭和23年1月1日から家事審判所が設置され、親族、相続に関する家庭の紛争の解決手続として、家事審判及び調停の手続が導入されました。このような制度の趣旨については、国会において、「身分関係に基づく家庭内や親族間の紛争については、訴訟制度のもとでは、夫婦、親子などが原告、被告として法廷で対立し黑白を争わなければならない、家庭の平和と健全な親族共同生活の維持を図るについて支障があるから、これらの紛争を理想的に解決するためには裁判官に民間有識者を加えた機関が訴訟の形式によらないで、親族間の情誼に適合するように紛争を解決することが望ましい。」と説明されています。

このように家事審判所がスタートしましたが、翌昭和24年には、非行少年の事件も一緒に取り扱う家庭に関する総合的な裁判所として、地方裁判所と同格の家庭裁判所が創設されました。そして、家庭の紛争を扱う家事調停については、多数の民間の有識者の方々を調停委員として家庭裁判所に迎え入れ、事

件ごとに男女1名ずつの調停委員と1名の裁判官をメンバーとする調停委員会が設けられ、この調停委員会が個々の事件の紛争解決を担うようになり、調停委員の方々が熱心に事件に取り組み、紛争の適切な解決のために力を尽くしてきました。

#### 4 家事調停の果たしてきた役割

家庭に関する紛争の解決については、前記のように民法が改正され、夫婦の平等、個人の尊重を踏まえた規定が設けられ、紛争の解決の基本方針や解決に当たって考慮しなければならない要素が定められました。しかし、家庭に関する紛争の多くが、合理的には割り切れない人間関係のもつれによるものであり、その解決についても明確に右か左かを割り切ることができず、個々の紛争ごとに様々な事情を考慮してその紛争に適した解決を図ることが必要であるという特性から、民法の規定も紛争解決の大きな方向性は示しているものの、様々な事情を考慮して総合的に判断するという定め方をしております。

家事調停においては、そのため、様々な事情を双方の当事者からお聞きしたり、裁判所として調査したりしながら、その具体的事情にあった解決策を探り、話合いを進めていくこととなります。

裁判の手続を進めていくに際して、どのようにして紛争の事情を明らかにしていくかについては、大きくって二つの仕組みが考えられます。一つは、それぞれの当事者が主張したことと提出した証拠だけに基づいて判断するという仕組みです。この仕組みでは、当事者が手続進行の主体となり、裁判所は純粹に判断する役割に徹するというものです。もう一つの仕組みは、当事者が主張したことや提出した証拠だけではなく、裁判所が判断に必要なだと思ふことについては裁判所が積極的に資料などを集めて、これらを基に判断するという職権的な仕組みで、裁判所が手続進行のイニシャティブをとることとなります。家事調停においては、紛争の解決には様々な事情を考慮する必要があるという特性を考慮して、このうちの職権的な仕組みが採用されており、紛争の事情を調査するための専門職として家裁調査官が置かれており、人間関係のもつれや紛争のいきさつなどを丁寧に調査して、調停における話合いの参考としています。

そして、家庭に関する具体的な事情を安心して主張し、述べることができるように、調停の手続は非公開とされ、事件の記録についても閲覧謄写等は家庭裁判所の許可が必要とされており、プライバシーの保護について最大限の配慮がされ

ています。

全国の家裁裁判所には戦後間もなくの頃から多数の家庭紛争の調停事件が持ち込まれ、最近では年間10万件を超える多数の事件が申し立てられています。50パーセント強の事件で話し合いが成立して円満に解決しています。

## 5 新しい家事事件手続

このようにして家事調停は、多くの家庭紛争の解決に力を発揮してきましたが、制度ができてから60年余りが経過して、時代の変化に伴って、紛争の内容も変化すると共に、当事者の意識も大きく変化してまいりました。特に、戦後の新憲法の精神が浸透して、国民全体の権利意識が高まってきたことを反映して、家事調停の当事者の姿勢にも変化が見られるようになりました。例えば、夫婦の関係の問題についても、従来は、調停を申し立てる人も、どちらかという、夫婦の不和が生じているので夫婦の間を調整してほしいという希望を述べるにとどまり、調停の場で双方の意見を聴きながら離婚をするのか、もう一度やり直すのかを話し合っていくという事件が比較的多かったのですが、徐々に、初めから離婚を求めるといって、申立人が明確な気持を表明する事件が増え、それに伴って、自分の権利を主張する当事者が増えてまいりました。このような調停事件においては、それぞれが自分の意見を明確に述べ、相手の主張についても反論するという対応となり、例えば、離婚をするとして子どもの親権者を父、母のいずれにするかについても、これまでのそれぞれの子育てへの姿勢や協力の実情を具体的に取り上げて、親権者として自分が適切であると主張する事件が多くなりました。

調停は、本来和やかに話し合っ解決策を見いだすのが目的ですが、このような当事者の意識の変化を受けて、お互いの主張をきちんと出し合っ、事情について争いがある場合は家裁調査官の調査などを行っ、調停委員会として事実関係について確定してから解決策を考えるという手続が必要となっきました。このような社会の変化を反映して、最近、家事審判法に代えて家事事件手続法が制定され、来年の1月以降は、家事調停の申立てがあると、申立書の写しを相手方にまず送っ、相手方が申立人の言い分を知った上で裁判所に来てもらっ調停の期日を始めることになりました。しかし、プライバシーの保護についてはこれまでどおりです。

家庭を巡る紛争は、離婚もそうですが、お互いが納得の上で解決することが大変重要です。特に、子どもがいる場合は、離婚をしても、父親であること母親で

あることには変わりはないわけで、子どもにとっては、それぞれの親と円満な関係が保たれることが健やかな成長のために大変重要で、父親と母親が離婚をするにしても、冷静に円満に話し合いを成立させることが何よりも大切であると思います。

家庭裁判所としても、このような要請に応えて、より多くの紛争の円満な解決が図られるようパワーアップを図っていくことと思いますが、私も裁判所のOBの一人として、難しい紛争はもちろんですが、家庭の紛争の初期の段階のもので、広く家庭紛争の円満な解決のために家事調停がこれまで以上に大きな役割を果たしていくことを期待したいと思います。